

副議長（吉野省三君） 澤村 理君。

〔2番 澤村 理君 登壇〕

2番（澤村理君） 社民党議員会の澤村であります。

通告に基づきまして3点について質問させていただきたいと思います。

質問の1点目は、学校給食の民間委託についてであります。

この件につきましては、これまで何度も質問させていただいておりました、しつこいようではありますが、単独調理校の民間委託に当たりまして、労働関係法令についての当局の認識をいま一度確認させていただきたいというふうに思います。

1年前の3月議会におきまして、教育長は私の質問に対し、「委託者である本市が受託事業者の個々の調理員に対して直接指示を行うことは禁止されているが、仕様書に基づき、受託事業者としての独立性や専門性を確保しながら、各学校栄養士が業者から派遣されている業務責任者とのみ打ち合わせや調理の確認をしているので、労働関係法には抵触するものとは考えていない」と答弁されました。果たして本当にそうなのでしょうか。

受託事業者の公募に当たり提示されておりました委託仕様書、これを見ますと、従事者の資格要件や健康診査まで立ち入ったものとなっております。安心・安全な学校給食の供給のためには、至極当然のことではあります。それでは全国で問題になっている偽装請負、業務委託に見せかけた労働者派遣事業と判断されるおそれが十二分にあるということでもあります。

さきの12月議会の予算特別委員会でも少し紹介させていただきましたが、愛知県の江南市が、その労働局と愛知県に、請負と派遣を区分する基準について問い合わせたところ、受託者が独立して事業経営をしているか否かが分かれ目であるとの見解が示されたそうです。

すなわち、1点目として、受託者が自分の責任と負担によって機械設備、材料等を調達し、業務を処理すること。2点目として、受託者がみずから行う企画、または受託者が持っている専門的な技術、経験に基づいて業務を処理すること。この2点のうちどちらかを満たしていれば、独立性を有しており、請負事業であるとの指導を受けたとのことでもあります。

本市に当てはめてみれば、1点目については、各学校の給食室を使用しますので当然該当しませんし、2点目の受託者がみずから行う企画については、学校給食法による献立の作成を本市の栄養士が行うため、企画は行いませんし、最近の労働局の見解では、調理業務そのものには専門性はないとしているので、これも該当しないということでもあります。

江南市では、どのような方法の契約形態をとれば、受託者が独立した経営であると判断でき、民間委託ができるかを検討・研究する必要がある。文部科学省や労働局の見解や他の自治体の動向を参考とすることとして、当面、学校給食業務の民間委託計画を見直すこととしたそうです。

このような点を顧みず見切り発車した自治体では、労働局の是正指導により、市がほとんど関与できない、いわゆる丸投げ委託となってしまう、結果として、子供たちに安心・安全な給食を供給するという市の責務を放棄せざるを得ない状態となってしまうところもあります。

このような事例を踏まえ、食育の推進はもちろんのこと、市民や事業者には法の遵守を求め、

みずからその範たるべき市当局の学校給食の民間委託に対する認識をお伺いいたします。

次に、質問の2点目は、資源物の持ち去りについてであります。

市民の方から、資源ごみ集積場において、トラックで資源物を持ち去る者がいるということをお伺っております。

きのうの朝6時半ごろですが、私の住まいの斜め向かいの集積場で、物音がガタンガタンというふうにしていまして、目が覚めたわけでありまして、ちょうどその現場を見かけたわけでありまして。資源物ですね、不審な人が軽トラで出された収集物を持ち去っているという状況でありました。全国の自治体では、このことを問題とし、持ち去りを禁止とする条例改正をしているところが多数あるということでもあります。それはなぜか。

1つには、法により廃棄物の収集、運搬及び処分は、自治体の責務と規定されており、集積場に排出された資源物及び不燃ごみについては、自治体が収集・運搬し、資源化・処理処分を行うことで、その責任を果たしていますが、資源物等が集積場から持ち去られることにより、その資源物等が、例えば国外に運び出されて適正に処理されず、環境汚染につながるおそれもあるなど、行方が確認できず、自治体が最後まで処理責任を果たすことができないということ。

2つには、資源物等の持ち去り行為は、市と市民が協働して築き上げたりサイクルシステムを脅かすものであり、長年培ってきた市民の分別意識の低下、さらには市と市民の信頼関係の悪化を招くこととなるおそれがあるということなどでもあります。

全国におけるこうした動きをかんがみまして、本市における資源物持ち去りの実態の把握の状況及び持ち去り禁止に対する当局の認識をお伺いいたします。

最後の質問は、職員による政策形成についてであります。

市長提案理由説明において、人件費については、合併前に比較して約23%、約13億円を削減したとしながら、最少の経費で市民ニーズに最大限対応できる少数精鋭体制を構築するため、仕事の内容やプロセスにまで踏み込んで業務を精査・分析し、定員適正化計画を着実に進めるとともに、職員の挑戦意欲を高めながら時代の変化に対応できる職員を育てるとされました。

実際の現場はどうでしょうか。これ以上減らしようがないというところまで人員が削減され、日々の実務をこなすのが精一杯で、何か新しいことに挑戦しようとしたり、射水市のための政策をどんどん立案するという環境ではないのが現実ではないでしょうか。

私は、国政が安定しているとは言えない今こそ、自治体に求められているのは、国・県の法制度が地域の実情に合わないなら、自治体の実情に合った政策や仕組みを独自につくり出すことが求められているというふうに思います。余りに余裕がない現場では、果たしてそれが可能でしょうか。

九州大学大学院教授の原田先生は、その著書で、「公務員が必要とされる理由は、1つには利害からの隔絶、2つには専門性の蓄積、3つには総合調整機能である」というふうにおっしゃっています。

国全体の人口が減少しつつあり、大きな経済成長も見込めないという大変な状況の中で、原田先生がおっしゃっている理由を最大限生かしながら、職員の皆さんの一人一人が射水市のために、例えば地域おこし、まちおこしといったことに正面から取り組んでいくようにするためにはどうすればいいのか。現場の実態に目を向けるとともに、職員の皆さんの横のつ

なかりをより強固にする必要があるのではないのでしょうか。この点についての当局の見解をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

副議長（吉野省三君） 当局の答弁を求めます。  
泉副市長。

〔副市長 泉 洋君 登壇〕

副市長（泉洋君） 澤村議員からの御質問にお答えをいたします。

まず、私からは、市の職員による政策形成についての御質問にお答えをいたします。

公務員に期待される役割とは、時代の変化に的確に対応しながら、職員みずからが地域の課題を発見し、市民の皆さんとともにその解決に取り組んで、よりよいまちづくりを実現していこうとすることにあると考えております。

一方で、本市の職員数の現状について申し上げますと、消防、教育部門を除きました一般行政部門の職員数は、類似の団体に比べますと、42 団体中 9 番目に多い状況でございます。

したがって、今後、行財政環境がより一層厳しさを増していく中で、多様化する市民ニーズにこたえていくためには、職員の精鋭化と業務の効率化を推進していくことは、市民目線に立った自治体経営の観点から当然の判断ではないかと考えております。

職員の精鋭化を図るためには、職員一人一人の一層の資質の向上が不可欠でありまして、市といたしましては、職員研修にも大いに力を入れているところでございます。

今年度実施いたしました政策コンペティションでは、若手・中堅職員から積極的な政策提言がございまして、職員の挑戦意欲を感じ取ることができたところでございます。今後も継続的に人材育成に取り組み、政策形成能力の向上を図ってまいりたいと考えております。

また、これまで以上に職員の改革マインドを醸成していくため、職員が処理する個々の業務を分析し、その特性に応じた担い手の多様化や役割分担を検討して、職員がその能力を十分に発揮できるような環境を整えてまいりたいと考えております。

なお、議員のほうからは、職員間の仲間意識や横のつながりの大切さといったような御指摘もございました。私のささやかな経験から申し上げますと、こういった意識やつながりというのは、職員の自己の能力の限界ぎりぎりまで力を注いで、市民のために流した汗や涙というものを組織の中で共有する中からこそ生まれてくるものではないかと思っております。まさに、市長が提案理由の中でおっしゃいました、市民の喜びを自分自身の喜びとする職員の姿そのものでないかと思っております。

以上でございます。

副議長（吉野省三君） 結城教育長。

〔教育長 結城正斉君 登壇〕

教育長（結城正斉君） 澤村議員の学校給食の民間委託についてお答えいたします。

学校給食の調理業務におきます民間委託については、これまでも御説明いたしましたとおり、仕様書に基いて、市が作成した献立を受託業者の業務責任者に伝え、打ち合わせを行いますが、作業工程の作成や人員の配置などについては受託業者が行うので、受託業者の独立性や専門性を確保しており、偽装請負であるとは考えていないところでございます。

議員御指摘の「学校給食法による献立の作成を本市の栄養士が行うため、企画を行って

ないので、受託者がみずから行う企画、または自己の有する専門的な技術、もしくは経験に基づいて、業務を処理することという請負の基準に該当しない。」という点につきましては、杉並区の指示する献立表、仕様書に従って受託者が業務を履行している杉並区の学校給食調理業務の民間委託に関する東京地方裁判所の裁判におきましては、調理師の資格や業務経験を有する者を配置して、スムーズな調理業務の実施と高度の安全性を確保し、かつ、受託者が作成した「調理作業工程表」及び「作業動線表」に基づいて調理業務が行われていることから、各給食業者の「専門的な技術もしくは経験」に基づいて行われていると言うことができ、独立性に欠けているとは認められないとの判決が平成 16 年に言い渡されており、以上から、労働関係諸法に抵触するものとは考えておりません。

現在、4月からの調理業務開始に向けまして、各受託業者が準備を進めているところでございまして、民間委託後もこれまでどおり安全で安心な給食の提供に努めてまいりますので、御理解をお願いいたしたいと考えております。

以上でございます。

副議長（吉野省三君） 山崎市民環境部長。

〔市民環境部長 山崎武司君 登壇〕

市民環境部長（山崎武司君） 議員御質問の2点目、資源物の持ち去りについてお答えいたします。

自治体が行っております資源ごみの回収、いわゆる「行政回収」は、資源となるごみの再使用や再利用を促進し、循環型社会を形成する上での重要な取り組みであります。近年、売却益の出る資源物の持ち去りが、全国的に話題となっております。

このため、資源物の持ち去りに対する抑止策の一つとして、廃棄物条例の中に、資源ごみ持ち去り禁止条項を規定するなどの対応をしている自治体もあり、県内におきましては、富山市が平成 21 年 4 月から、高岡市が本年 4 月から禁止条項を規定した条例の施行を予定しております。

しかしながら、条例改正後も持ち去り行為は後を絶たない状況であり、条例の実効性に欠けるとの指摘もあると伺っております。

本市における資源ごみ持ち去りとはいたしましては、平成 21 年に不燃ごみとして出された自転車などの金属類の燃えないごみの持ち去り事例があつて以降、年間数件程度の持ち去り通報が寄せられております。

また、他市で見られるようなペットボトル、アルミ缶、段ボール、新聞紙などのいわゆる資源物の持ち去りとは異なり、不燃物の金属類の持ち去り事例が多い状況となっております。

市といたしましては、従前からパトロールを実施しておりますが、持ち去り事例があれば、市に連絡していただくよう自治会の皆さんをお願いしているところであり、今後も、市民の皆さんの協力を得ながら、集積場所への警告看板の設置やパトロールの強化などで持ち去りの抑止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（吉野省三君） 澤村 理君。

〔2番 澤村 理君 登壇〕

2番（澤村理君） 学校給食についてであります。どうも見解の相違というか、すれ違いの感じがありますけれども、労働局による是正指導ですけれども、愛知県の江南市は、非常に脅威に感じたからそういう措置をとったということでありまして、当然江南市も、裁判判例、杉並区の件があるけれども、実際の是正指導はそういったことを容赦しないと、考慮していないということでそういう選択をされたということでもあります。

隣の県の金沢市教育委員会、4年前の5月に、労働局から派遣と請負の区分を明確にするよう改善を求める指導を受けておられます。

ちょっと長くなりますが、2010年、おととしの3月の第174回通常国会、衆議院、文部科学委員会のやりとりを少し紹介させていただきたいと思います。

埼玉県鳩ヶ谷市が労働局による是正指導を受けた件を指摘された当時の文部科学大臣は、潔くそれを偽装請負と認めたと上で、行革の中でより効率的な行政執行という観点から、いろいろな施策が取り入れられていることは事実だが、少なくとも学校給食の本来の目的、果たすべき役割を損ねてまで合理化をするというのは本末転倒であることは言うまでもないし、労働法制もしっかり守りながら、趣旨もしっかり生かすようにということが学校管理者にとって求められているというふうに答弁されています。

先ほども現場の責任者にだけ指示をしているから違反ではないというふうに言われましたけれども、例えば校長先生が検食するという自体も、これは派遣事業というふうにとられる要素にもなるということでもありますので、その点も、例えばそのほかにも、今の仕様書を見たらあるんですけども、1つとれば、そういうこともあるということでもあります。

今回、学校給食を全面的に民間委託してしまうということは、コスト面では確かに安上がりにはなりますけれども、それと同時に、もし全面的に労働局から是正指導を受けた場合、子供たちに安心・安全な給食を供給できなくなるというリスクをしょい込んでしまうことだと私は考えますけれども、もう一度その点について見解をお伺いしたいというふうに思います。

副議長（吉野省三君） 当局の答弁を求めます。

結城教育長。

〔教育長 結城正斉君 登壇〕

教育長（結城正斉君） これまでも申しておりますように、この労働法制、この問題につきましては、十分に注意しなければいけない事象であると、こういうことは認識しております。その中で、現在、これは許される範囲のところであって、この中で安心・安全な学校給食を給していきたいと、こういうふうに考えてやっているところでございます。どうか御理解をいただきたいと思います。